

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十八号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>附 則            （施行期日）            第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第一款 構造（第二百五十二条・第五十三條）」を「第一款 総則（第五十一条の八十四）」を「第一款の二 構造（第五十二条・第五十三條）」に改める部分及び「第五款 ブレーカ（第七十一条の四―第七十一条の六）」に改める部分に限る。）、「第二編第二章 第一節の改正規定、別表第三の改正規定及び次条から附則第四条までの規定は、平成二十五年七月一日から施行する。</p> <p>（就業制限に関する経過措置）            第三条 事業者は、新安衛則第五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、平成二十六年六月三十日までの間は、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p> <p>二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者</p>	<p>附 則            （施行期日）            第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第一款 構造（第二百五十二条・第五十三條）」を「第一款 総則（第五十一条の八十四）」を「第一款の二 構造（第五十二条・第五十三條）」に改める部分及び「第五款 ブレーカ（第七十一条の四―第七十一条の六）」に改める部分に限る。）、「第二編第二章 第一節の改正規定及び別表第三の改正規定は、平成二十五年七月一日から施行する。</p> <p>（就業制限に関する経過措置）            第三条 事業者は、新安衛則第五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、新安衛則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者であつて、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの</p> <p>二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、か</p>

2 事業者は、前項の業務については、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

つ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者であつて、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの

(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。